

勢使番黒母衣衆とて、伴雅樂介・宮城采女・西尾隼人・森權太夫・脇田帶刀・葛巻隼人・生田四郎兵衛などを初めとして、人員廿八人の姓名を擧げたり。藩國官職通考に、使番母衣衆は、皆譜代の士にて、新参は金の番鳥なりといへり。

○強盜白銀屋與左衛門傳

加藤惟實の蘭山私記に云ふ。與左衛門は、金澤母衣町枯木橋の下に居住す。元來能州の産にて、白銀屋に養はれ、其の師を白銀屋源左衛門と云ひ、北方の名工也。養父は乗空とて、是も亦名人たり。後藤家代々の細工といへども、乗空に及ぶもの稀也と云ふ。與左衛門は寶曆十二年の春以來、侍屋敷へひたと盜賊に入り、土藏も十二・三ヶ所破りけり。尤黨類も甚だ多し。藩士馬廻組二百五十石前田源太夫の妹、十ヶ年許以前出奔行衛不知處、與左衛門妻に致し置きたる由、此頃露顯す。さて與左衛門は、寶曆十二年十一月晦日被召捕、明和元年四月廿七日生嗣の刑罪に被命。前田駿河守家來木村惣太夫方に相勸居る與左衛門せがれ、十三歳に罷成り、刎首之刑に相成る。とあり。抑與左衛門は舊藩國初以來の強盜なるが故に、堀樽庵の越白浪と號せ

る草紙にも、熊坂長範・四井次郎兵衛・矢嶋伊助・白銀屋與左衛門等の履歷を悉しく記載し、盜人にも威盜・妖盜・奇盜・竊盜の種類あるよしを論辨して、文飾をあやなし、兒女子の慰とせり。是則ち勸善懲惡の趣旨ならんか。

○淺野川小橋

此の橋の濫傷、何れの頃なるにや、舊藩中の記録に所見なし。故に其の時代等詳かならず。

○勘解由町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、勘解由町とあり。貞享二年の卯辰蓮華寺由來書に、當寺古屋敷は、淺野川下塩屋町之近所、勘解由殿町に罷在處、三代以前之住持之節、貧寺故及大破、剩寺屋敷御用地に罷成云々。とありて、そのかみは勘解由殿町とも呼びたりしと聞ゆ。此の地は森川勘解由と云ふ人小橋の爪なる前田監物元邸地に居住せし故に、町名に呼べりと云ふ。龜尾記に、勘解由町は岩根勘解由といふ侍の居邸ありし故名づく。今の淺野町の革師はいにしへ此の地に居す。といへり。但し、岩根勘解由は森川勘解由の過聞なるべし。明治四年以後、此の町名を廢し、

岩根町へ屬せしめたり。

○森川勘解由傳

森川氏の子孫は早く絶えたりし故に、其の履歷今詳かならず。寛永以後藩士と成りたりけん、慶長・元和・寛永の士帳には其の名見えず。寛永十六年六月の火事定書に、一番定火番衆小塚藤右衛門・不破彦三・生駒内膳・森川勘解由と見え、慶安二年の小松年頭御禮次第書に、篠原監物と多賀左近との間に森川勘解由を載せたり。知行高は詳かならずといへども、人持組にて、寛永の末頃召抱えられしと聞ゆ。改作草創十村物語といふものに如左記載す。

一、熱野村彦兵衛申候は、御城下廻り南北、石川郡・河北郡は金澤近在故、先年より年中御給人、百姓方より薪・ぬか・わら・竹木其外用所之諸色取寄、收納免に圖り込。明暦四年小松にて御知行割御所附被仰付候刻、御給人より村々如斯に取申由各御書上。夫を以平均免罷成候故、餘郡よりは高免に罷成候。尤下免之村も、四方村被免引に罷成、餘郡よりは高免に有之候。其上明暦二年上免之刻、手取川端より野々市村迄手免御奉行森川勘解由殿十村被召連、毎日

上免其日切に書記し、小松へ被指上候處に、如斯二歩・三歩と有之處は其分に仕可申旨、勘解由殿迄被仰下候故、扱は比日可申上上免不奉應御意と相見え候間、明日より免四歩を下にして、五・六歩又六・七歩まで手上げ可仕旨、勘解由殿十村共へ被仰渡、野々市組半分・押野組・田井組・淵上組、此分は右之通上免も多しと申候事。

右のケ條をば記載せり。此のケ條の物語に據れば、明暦二年の頃は森川勘解由が改作方を勤めたりし事知られけり。享保十五年前田監物屋敷傳承書に、小橋之屋敷は森川勘解由殿と申人居被申處、御暇被下立退き被申に付、家屋敷揚り、前跡前田源隨殿拜領被成。とあり。按ずるに、森川氏の金澤に在住の頃は、堀川宗徳寺をば菩提所となしたり。今同寺の過去帳に、森川勘解由父元和八年三月三日死とありて法名を記載し、又萬治元年十月七日死、森川勘解由、月窓院殿白翁良清居士。當山本尊釋迦如來尊像寄進施主也。とあり。菅家見聞集に、萬治二年森川伊織祿を辭し浪人す。是兄勘解由跡式之事に依りて也。と見え、伊織は萬治元年江戸天守臺築營の條に、石引奉行は阿部甚右衛